



第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) を改定しました



詳しくはこちら▶

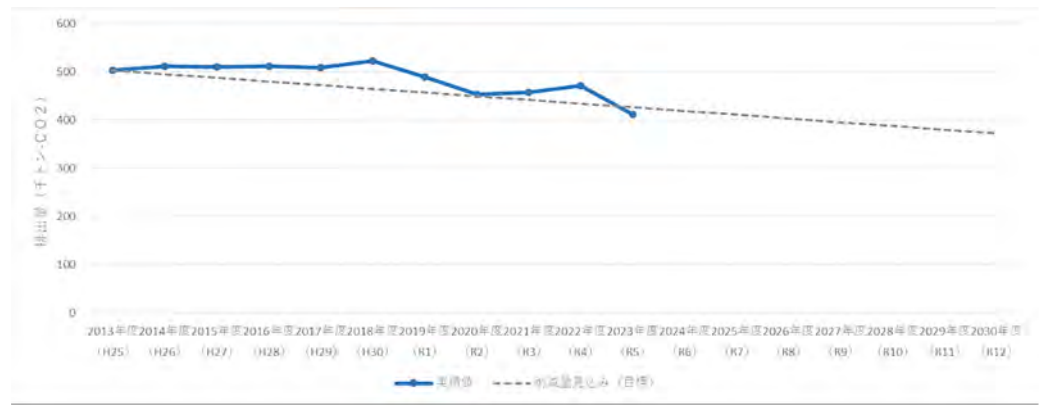
どんな計画?

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づき、地域における温室効果ガスの排出削減について定めた計画です。

宜野湾市では、地球温暖化防止に向け、2022(令和4)年3月に「第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、本計画という)を策定し、宜野湾市域から排出される温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を行うため、市民・事業所・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みを総合的にかつ計画的に推進することを基本的事項としています。

取り組みの評価は?

本計画では、2030(令和12)年度までの中期削減目標に基づき、年度別削減目標を設定しています。最新実績データを見ると2023(令和5)年度においては、削減量見込み目標を達成しています。



改定してどうなった?

本計画の中間年度にあたる2025(令和7)年度は、国の「地球温暖化対策計画」の改定、沖縄県の「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画・沖縄県気候変動計画 改定版」の策定状況などを踏まえるとともに、本計画の中間評価を実施し、これらを適切に反映した上で改定を行いました。主なポイントは以下のとおりです。

1	本計画における温室効果ガスの排出削減目標について	2013年度比での温室効果ガス削減目標を「2030年度までに26%削減」と沖縄県計画と同じ目標としました。
2	西普天間住宅地区について	2025年度から供用開始された西普天間住宅地区についても新たに本計画の対象区域として考慮することとしました。
3	再生可能エネルギー導入目標の新設	環境省の「自治体再エネ情報カルテ」に基づき、宜野湾市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルを推計し、目標を新設しました。

どういった取り組みをしたらいい?

- **市民** 家庭における節電や住宅の脱炭素化(ZEH)、再生可能エネルギーの導入、省エネ家電の購入、移動手段の見直し、エコドライブ普及、次世代自動車の購入、ごみの減量化・再資源化等の取り組みを促進します。
- **事業所** 本市の事業所は規模が小さいことから、取り組み内容としては市民の取り組みと類似しています。一方で、一定規模以上の事業所も存在することから、民生家庭分野と同様の取り組みに加え、それぞれの事業所規模に応じた、効果的な取り組みを促進します。
- **行政** 都市機能の集約化によるコンパクトな都市づくりを推進するとともに、公共交通の充実など交通体系を見直し、車依存社会の改善を図ります。さらに、既存緑地の保全や市街地内の公園等の緑地創出により二酸化炭素の吸収源を確保し、自然豊かな環境都市の実現を目指します。地球温暖化の問題は、一人ひとりの意識改革と行動変容、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換が不可欠であることから、これらの情報発信を行うとともに、地球温暖化を含めた環境教育の充実を推進します。

～市民・事業所・行政みんなで取り組み 二酸化炭素排出の少ないまちを目指しましょう～

問 環境対策課 ☎893-4505